

鳥取県公報

平成 22 年 3 月 23 日 (火) 号外第25号

毎週火・金曜日発行

			目
\Diamond	規	則	鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則及び鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
\Diamond	教委	規則	(13) (公園自然課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-----公布された規則のあらまし-----

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則及び鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正により、収容犬等の返還を求める者に対し、収容犬等の 返還に要する費用を手数料として徴収することとなることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正
 - ア 収容犬等の返還を受けようとする者が知事へ提出する返還申請書に、収入証紙はり付け欄を設ける。
 - イ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県収入証紙規則の一部改正

証紙による収入の方法により徴収する歳入に鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づく収容 犬等の返還手数料を加える。

(3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

規 則

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則及び鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県規則第13号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則及び鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則(平成14年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加 える。

改 正 後	改 正 前
様式第4号(第9条関係) 収入証紙は	様式第4号(第9条関係)
り付け欄 犬、ねこ等返還申請書	犬、ねこ等返還申請書
職 氏名 様	職氏名様
大、ねこ等の返還を受けたいので、鳥取県動物の愛	犬、ねこ等の返還を受けたいので、鳥取県動物の愛
護及び管理に関する条例第12条第2項(第12条第4項	護及び管理に関する条例第12条第2項(第12条第4項
において準用する同条第2項)の規定により、次のと	において準用する同条第2項)の規定により、次のと
おり申請します。	おり申請します。
年 月 日	年 月 日
申請者 住所	申請者 住所
氏名	氏名
(電話番号)	(電話番号)
(法人にあっては、主たる事務	(法人にあっては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者	所の所在地、名称及び代表者
の氏名)	の氏名)
申請者と所有者との関係 本人・その他()	
犬、ねこ等の 住 所	
· · — — — — — — — — — — — — — — — — — —	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

所有者	氏 名							
返還を求める	種 類			返還を	E求める	種	類	
動物	略			動物		略		
略				略				
注 <u>1</u> 申請者:	が所有者で	あるときは、犬、ねこ等	の	注				
所有者の	闌は記入す.	る必要はない <u>。</u>						
2 申請者	と所有者が	異なるときは、申請者が	所					
有者の同語	意を得ている	ることを証する書類を添	付					
<u>すること</u> 。	<u></u>							
<u>3</u> 略				<u>1</u>	略			
<u>4</u> 略				2	略			
<u>5</u> 略				3	略			

収容年	返還年	収容日	<u>手数料</u>
月日	月日	数	の額

収容年	返還年	収容日	<u>返還費</u>	狂犬病
月日	月日	数	<u>用</u> の額	予防員又
				は動物愛
				護管理員

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

第2条 鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細 目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条 において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、 移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)	別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)
1 使用料及び手数料	1 使用料及び手数料
(1)~(17) 略	(1)~ (17) 略
<u>(18)</u> 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例	
(平成13年鳥取県条例第48号)第21条の規定に	
基づく手数料	
<u>(19)</u> 略	<u>(18)</u> 略
<u>(20)</u> 略	<u>(19)</u> 略
<u>(21)</u> 略	<u>(20)</u> 略
<u>(22)</u> 略	<u>(21)</u> 略
<u>(23)</u> 略	<u>(22)</u> 略
<u>(24)</u> 略	<u>(23)</u> 略
<u>(25)</u> 略	<u>(24)</u> 略
<u>(26)</u> 略	<u>(25)</u> 略
<u>(27)</u> 略	<u>(26)</u> 略
2 略	2 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第4号。 以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園(以下「史跡公園」という。)の管理 運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
 - (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
 - (3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
 - (4) 妻木晩田遺跡の管理団体(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条の規定による指定を受けた団 体をいう。)として行う管理及び復旧に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(内部組織及び分掌事務)

- 第3条 史跡公園に、総務係及び調査整備係を置く。
- 2 係の事務分掌は、所長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。 (職制)

第4条 史跡公園に所長を、係に係長を置く。

2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、 史跡公園に次長を置くことができる。

(職員の種類及び職)

- 第5条 史跡公園の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の種類は、事務職員とする。
- 2 史跡公園の職員の職は、所長、次長、主幹、係長、副主幹、文化財主事及び主事とする。

(職員の事務分担)

- 第6条 職員の事務分担は、所長が定める。
- 2 所長は、職員の事務分担を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(利用の申込み等)

第7条 条例第6条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号による申請 書を所長に提出しなければならない。

(行為の許可の申請)

第8条 条例第10条第1項第3号又は第6号の許可(以下「行為の許可」という。)を受けようとする者は、様 式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用許可又は行為の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき は、利用許可又は行為の許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可に係る利用又は行為が条例第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 利用若しくは行為の目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可又は行為の許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為の許可を受けたとき。
- (6) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の減免)

第10条 史跡公園の使用料の減免を受けようとする者は、様式第4号による減免申請書を所長に提出しなければ ならない。

(施設設備の損傷等の届出)

第11条 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料をき損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を 所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

- 第12条 条例第4条第2項、同条第3項、第5条第2項、同条第3項、第6条、第10条第1項第3号及び第6 号、同条第3項並びに第11条に規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。
- 2 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が 別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

	鳥取県立むきばんだ史跡公園施設利用	許可申請書	
- 144			
職氏名様		年月	日
	申請者		
	住所		
	氏名	(FI)	
	(法人にあっては、所在	地並びに名称及び代表者の氏名)	
	電話番号		
	担当者名		

鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設を次のとおり利用することについて、許可を申請します。

申請に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第 10条の行為の制限等を遵守し、かつ、条例第6条第2項の利用許可制限に該当する利用でないことを誓約しま す。

利用	しようとす	よる施設(D名称	体験学	望室 1	•	体験学	習室 2	•	屋外展示施設
利	用	目	的							
利	用	面	積							
利	用	期	間	年	月	日	時	分から		
71'3	713	ਨੀ।	10)	年	月	日	時	分まで		

集	合	予	定		人	員	
減	免	申	請	の	有	無	有無無
冷	暖	房使	用	の	有	無	有無無
そ	の他	参考と	: なる	らべ	き事	項	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 利用しようとする施設の名称を で囲むこと。
- 3 条例第6条第2項第3号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがありま す。

鳥取県立むきばんだ史跡公園内行為許可申請書

様式第2号(第8条関係)

その他参考となるべき事項

	π ω h	-	_	124																
	職	氏	名	柡												4	Ē	В	日	
									-	ı≐≢ <i>⊒</i> z	۷					4	-	А	П	
									4	請者										
										住戶										
										氏行			L	- 1 11 24 -	×1- 4-	1 L T	- 10/15		о <i>т 2</i> 00	
										•			は、所信	±地亚(外に 名	柳及	01t	表者(の氏名)	
											話番号									
										担当	当者名									
												いて、			-					
F	申請に	当たっ	ては、	、鳥取	収県立を	ささ	ばんだ	史跡么	園の	設置	及び管	理に関	する条	例(以	下「솕	€例」	とし	ら。)第10	条
のí	う為の	制限等	を遵	守し、	かつ、	条	例第6	条第 2	項の和	利用語	午可制	限に該	当する和	引用でな	よいこ	とを	誓約	しま	す 。	
行	1	為	の	利	重	類					竹ス	トの伐採	€ •	植物の	採取					
行	7	為	の	E	∄	的														
行	7	為	の	埧	易	所														
											_	-	_			~				
行	為の	着 手	及	び完	了予	定					年	月								
											年	月	日	時	分 ——	まで				
行	為	の	施	行	I	法														

注

- 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 許可を受けたい行為の種類を で囲むこと。
- 3 条例第6条第2項第3号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがありま

様式第3号(第8条関係)

					鳥取	果立む	きばん	だ史記	跡公園 P	勺物品	品販売	許可申	請書					
	職 氏	ŧ	名标	漾														
															年	J	月	日
								申	請者									
									住所									
									氏名							(EI))	
										くしてす	あって	は、所存	生地並で	がに名	称及ひ	_		氏名)
									電話番									,
									担当者									
鳥	即県立	むきは	んだは	上跡公園	におい	て次の	のとお	り物品	品を販売	する	ること	について	て、許可	可を申	請しま	す。		
申	請に当	たって	は、夏	夏面記載	ぬ鳥	双県立	むきは	しんだ!	史跡公園	園の	设置及	び管理	に関す	る条例	第10	条の行	う為の	制限等
を遵	守し、	かつ、	同条例	列第6条	第21	頁の利用	用許可	制限は	こ該当す	⁻ る和	引用で	ないこ	ヒを誓約	りしま	す。			
販	売	(D	目	的													
販	売		z	H∕m														
奴	兀	9	る	物	品													
販	売	す	る	場	所													
H/X	<i>)</i> L	7	2	-70	771													
													п±	/\ <i>±</i>				
販	売	す	る	期	間				年 年		月口	日	時	分か				
									#		月	日	時	分ま	<u> </u>			
その	の他参	考と	なる	べき	事項													

- 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 条例第6条第2項第3号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがありま す。

様式第4号(第10条関係)

				į	寻取 !	皇立むきばんだ史跡公園施設使用料減免申	請書			
職	氏	名	樣							
								年	月	日
						申請者				
						住所				
						氏名				
						(法人にあっては、所	生地並び	に名称及び位	代表者の	の氏名)
の施	设の利	用につ	こいて	、使用	料(減免を申請します。				
用	व		3	施	設	体験学習室 1 ・ 体験学習3	室2 ・	屋外展示抗	沲設	
	用		目		的					
	用		面		積					
						年 日 日	時	分から		
	用		期		間	年 月 日	時	分まで		
		用			料					
免	申	請	の	理	由					
	の施i 用	用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用	の施設の利用に言	の施設の利用について 用 す る 用 面 用 期	・ の施設の利用について、使用・ 用 す る 施 用 面 用 期 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用	歌氏 名様 の施設の利用について、使用料の 用 る	職 氏 名様 申請者 住所 氏名 (法人にあっては、所 の施設の利用について、使用料の減免を申請します。 用 す る 施 設 体験学習室1 ・ 体験学習室 用 目 的 用 面 積 用 期 間 年 月 日 日 用 用 料	職 氏 名 様 申請者 住所 氏名 (法人にあっては、所在地並び の施設の利用について、使用料の減免を申請します。 用 す る 施 設 体験学習室1 ・ 体験学習室2 ・ 用 面 積 用 面 積 用 期 間 年 月 日 時 年 月 日 時	職 氏 名 様 中請者 住所 氏名 (法人にあっては、所在地並びに名称及び の施設の利用について、使用料の減免を申請します。 用 す る 施 設 体験学習室1 ・体験学習室2 ・屋外展示 用 目 的 用 面 積 用 期 間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 用 料	職 氏 名様 中請者 住所 氏名 (注人にあっては、所在地並びに名称及び代表者 の施設の利用について、使用料の減免を申請します。 用 す る 施 設 体験学習室1 ・体験学習室2 ・ 屋外展示施設 用 目 的 用 面 積 用 期 間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 用 料